

## 障がい者ボクシング推進委員会規則（案）

### （総則）

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）定款第41条に基づく専門部・専門委員会規則（以下「組織規則」という。）の障がい者ボクシング推進委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

### （目的）

第2条 本委員会は、障がい者と健常者が相互にボクシング競技を通じて、全人類の健康と幸福に寄与し、多様性と協調性を育みながら、世界平和に貢献すること、並びに全世界のボクシングを愛する人たちと協働してボクシングのすばらしさを伝えることを視野に、障がい者ボクシング競技を発展させることを目的とする。

### （基本活動）

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 障がい者ボクシングの競技性の確立に関すること。
- (2) 障がい者ボクシングの普及に関すること。
- (3) 障がい者ボクシング競技のパラリンピック競技大会へ参入させるための課題解決に関すること。
- (4) その他、障がい者ボクシング競技の発展に関すること。

### （構成）

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1～3名
- (3) 委員 10名以内

2 本委員会には日連理事（以下、「担当理事」という。）が若干名加わり委員となる。

### （委員の選出）

第5条 委員は、委員長、副委員長及び担当理事が協議の上、選任し理事会の承認後、会長が委嘱する。

### （会議）

第6条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

### （規則の改廃）

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規則は、令和7年4月1日より施行する。